

平成27年 第2回 農業委員会総会

日 時 平成27年2月24日 (火) 午後3時

場 所 糸 満 市 役 所 3 - C 会 議 室

会長 国吉 真昭	代理 大城 茂治	1 番 宮里 良淳	2 番 百次 仁一
3 番 仲西 栄二	4 番 大城 誠常		6 番 島當 道広
7 番 新垣 芳隆	8 番 玉城 信榮	9 番 徳元 加栄	10 番 賀数 宏
11 番 玉城 秀則	12 番 大小堀 旭	13 番 具志堅繁光	14 番 長嶺 功
	16 番 金城 勲	17 番 大城 えり子	18 番 大本 秀子
	20 番 玉城 正智	21 番 金城 早苗	

【欠席委員】

5 番 山城 学 15 番 友利 一彦 19 番 眞榮里 保 22 番 伊敷 幸栄

【職務のために出席した職員】

新垣 康德 兼城 浩康 国吉 孝

【議事録署名人】

11 番 玉城 秀則 12 番 大小堀 旭

【議事日程】

日程第1 議案第5号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第2 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第3 議案第7号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名
について
日程第4 議案第8号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画
について

平成 27 年 第 2 回 総会 議事録

事務局	時間になりましたので、平成 27 年度第 2 回の総会を始めさせていただきます。本日の出席状況ですが、5 番山城学委員、15 番友利一彦委員、19 番眞榮里保委員、22 番伊敷幸栄委員からの欠席の連絡がありました。過半数以上の出席がありますので総会は成立いたします。それでは会長よろしくお願いします。
会長	【開会のあいさつ】 皆さんこんにちは。それでは平成 27 年第 2 回農業委員会総会を始めます。本日の議事録署名員が 11 番玉城秀則委員、12 番大小堀旭委員です。次回調査委員が 17 番大城えり子委員、18 番大本秀子委員、19 番眞榮里保委員となっています。よろしくお願いします。 【議事日程】 日程第 1 議案第 5 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について(8 件) 日程第 2 議案第 6 号 農地法第 5 第 1 項の規定による許可申請について(2 件) 日程第 3 議案第 7 号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について(3 件) 日程第 4 議案第 8 号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について (17 件) となっています。 【議題の審議】 それでは、議案の審議に入ります。日程第 1 議案第 5 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について 8 件を議題とします。それでは、事務局よりご説明をお願いします。
事務局	はい。それでは 2 ページお開き下さい。農地法第 3 条に係る許可申請についてです。1 番は大度の 1 筆で、売買による所有権移転です。作物はサトウキビです。2 番は大度の 5 筆と摩文仁の 1 筆で、売買による所有権移転です。作物はサトウキビです。3 番は伊敷の 1 筆で売買による所有権移転です。作物はキク栽培です。去年 11 月のあっせんの物件であります。4 番は国吉の 3 筆で、贈与による所有権移転です。5 番は賀数の 5 筆と座波の 1 筆で、3 年間の使用貸借権の設定であります。次に 3 ページお開き下さい。6 番は与座の 1 筆で、

	売買による所有権移転です。先月のあっせん成立ということでもあります。7 番は大里の 1 筆で、代物弁済の所有権移転です。8 番は新垣の 2 筆で、売買による所有権移転です。作物は果樹です。以上です。
会長	ありがとうございました。それでは、委員の皆さんのご意見ご質問をよろしくお願いします。
委員	はい。代物弁済というのはどういう意味ですか。
事務局	代物弁済というのは、平成 25 年に同じ事案があったのですが、お金を融資してそのお金を返せないということでお金の代わりに土地を返済するというのが代物弁済です。
会長	他にございませんか。
委員	はい。3 ページの 8 番ですが、坪 17,000 円というのは農地にしては高いと思うのですが、ハウスがあったのかそれとも単価が高いのか説明をお願いします。
事務局	この土地全面にハウスがありまして、ハウスの中にマンゴーが植えられており、全部含めて坪当たり 17,000 円ということです。
委員	はい、わかりました。
会長	他に意見ございませんか。

委員	特になし。
会長	それでは、議案第 5 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	それでは、次に議案第 6 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について 2 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	はい。それでは、5 ページをお開き下さい。農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について説明します。1 番は与座の 1 筆で、農地区分は第 2 種農地です。資材置き場への転用となっております。権利の区分は賃貸借権の設定であります。1 番と 2 番は同じです。2 番は与座の 1 筆で、農地区分は第 2 種農地です。売買による所有権移転です。
会長	それでは、調査員の報告をお願いします。
調査員	今回の調査は 13 番具志堅繁光委員、14 番長嶺功委員、16 番金城勲委員の 3 名で調査しました。では、航空写真 6 ページをご覧ください。1705 番と 1704 番の周りは現在サトウキビ畑となっております。東側は八重瀬町と境界になっていきます。西側は太陽光発電が完成しております。農地転用して問題はないということで 3 人の意見は一致しました。以上です。
会長	はい。それでは皆様のご意見ご質問をよろしくをお願いします。
委員	はい、6 ページです。資材置場ですが車両の侵入道路などは確保されているのでしょうか。また、坪いくらで売買予定でしょうか。

事務局	進入口は右側の八重瀬町方向の大きな進入口から入ってくるものと思います。次に売買の件ですが、坪当たり 1,200 円になります。参考までに賃貸は年額で 12 万ということでした。以上です。
委員	わかりました。
会長	他にございませんか。
委員	事業者はどのような状態の会社なのですか。
事務局	定款からは土木関係を行っている会社です。
委員	わかりました。
会長	他に意見ございませんか。
委員	はい。1704 番の手前の道沿いにあるのは何が植えつけられているのでしょうか。
事務局	申請の番地には入っていませんが、サトウキビが植えつけられています。
委員	わかりました。
会長	それでは議案第 6 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。

委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。それでは、次に議案第 7 号議案農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について 3 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	はい。それでは、7 ページをお開きください。農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名についてです。読み上げて同意を求めたいと思います。 議案書を読み上げて説明(内容省略)
会長	はい。それでは皆さんのご意見ご質問をよろしくお願いします。
委員	特になし。
会長	それでは、議案 7 号について議案通り決定してもよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。それでは、次に議案第 8 号農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について 17 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	はい。それでは 13 ページをお開き下さい。農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画についてです。 議案書を読み上げて説明(一部内容省略)

	26-113 から 26-116 は与座の各 1 筆で、10 年間の貸借権の設定で畜産の新規就農です。野菜の新規就農です。14 ページお開き下さい。26-117 は与座の 1 筆で 10 年間の貸借権の設定です。26-118 は小波蔵の 1 筆で 9 年間の貸借権の設定です。花卉の規模拡大です。26-119 は米須の 1 筆で 9 年間の貸借権の設定です。野菜の規模拡大となっています。26-120 は山城の 3 筆で 8 年間の貸借権の設定です。野菜と花卉の新規就農です。次に 15 ページお開き下さい。26-121 は山城の 1 筆で 8 年間の貸借権の設定です。野菜と果樹の新規就農です。26-122 は山城の 1 筆で 8 年間の使用貸借権の設定です。野菜と果樹の新規就農です。26-123 は山城の 1 筆で 8 年間の使用貸借権の設定です。野菜と果樹の新規就農です。次に 16 ページをお開き下さい。26-124 は国吉の 1 筆で 4 年間の貸借権の設定で、J A糸満支店を介しての設定です。畜産の新規就農です。26-126 は北波平の 1 筆で 4 年間の貸借権の設定です。野菜の新規就農です。26-128 は小波蔵の 1 筆で 3 年間の貸借権の設定です。J Aを介しての設定です。野菜の規模拡大です。次に 17 ページお開き下さい。26-130 は米須の 1 筆で、9 年間の貸借権の設定です。野菜の規模拡大です。以上です。
会長	では、事務局からの説明をふまえて、皆様のご意見等よろしくお願い致します。
委員	はい。15 ページは新規就農支援事業を伴うのでしょうか。
事務局	新規就農とありますが、新規就農の補助事業と給付金事業とハウス事業があります。施設関係の利用権の設定だと思います。
委員	分かりました。
会長	他にございませんか。
委員	はい、14 ページです。住所が与座ではなく小波蔵ではないでしょうか。ま

	た、15 ページですが賃借料が生じていて使用賃貸の間違いではないでしょうか。
事務局	118 番は与座だと思いますが、もう一度確認しようと思います。前回もありましたが、金額が書いてある以上は賃貸権です。
委員	分かりました。
会長	他にございませんか。
委員	はい。利用権を設定する場合、窓口は農政課でよろしいでしょうか。
事務局	はい、そうです。
会長	他にございませんか。
委員	はい 13 ページの備考欄です。こちらは牛ですか。あるいはヤギですか。
事務局	繁殖牛農家です。
会長	他にございませんか。
委員	特になし。

会長	議案第 8 号について議案通り決定してもよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	はい。ありがとうございました。では以上で本日の総会を終了いたします。
事務局	来月の総会は 3 月 23 日(月)となっております。ご協力ありがとうございました。
	議事録署名人 11 番玉城 秀則 12 番大小堀 旭